

ハードディスクデータ消去サービス利用規約

第1章 総則

1-1 (本規約の目的と範囲)

ハードディスクデータ消去サービス利用規約（以下、「本規約」という。）は、株式会社NTTフィールドテクノ（以下、「当社」という。）が、PC本体等に内蔵されているハードディスク等（以下、「ハードディスク」という。）からデータを消去するサービスやハードディスクデータ消去が完了したPC本体等を買取るサービス（これらのサービスを合わせて、以下、「本サービス」という。）を、当社所定の方法によりお申込まいただき、当社が承諾することによりハードディスクデータ消去サービス利用契約（以下、「本契約」という。）を締結されたお客様（法人もしくは団体である必要があり、個人のお客様は本サービスを利用できません。以下、「利用者」という。）に提供するにあたり、その利用条件等を定めたものであり、本契約の内容となります。

1-2 (本サービスの種類および内容)

(1) 当社が提供する本サービスの種類および内容は、以下のとおりとし、詳細については、別紙「ハードディスクデータ消去サービス仕様書」のとおりとします。なお、ハードディスクを内蔵するPC本体等、本サービスにおいて取り扱われる機器を「対象機器」といい、下記Ⅰ及びⅡのサービスは総称して「データ消去サービス」といいます。

Ⅰ. 現地出張消去サービス

当社または委託会社の担当者が利用者の事務所等を訪問して、ハードディスクからのデータ消去を実施するサービスです。

Ⅱ. お預かり消去サービス

当社または委託会社の担当者が、PC本体等をお預かりして、ハードディスクからのデータ消去を実施するサービスです。

Ⅲ. データ消去サービス完了対象機器の買取サービス（以下、「買取サービス」という。）

データ消去サービスによりデータ消去が完了した対象機器の一部を、当社が買取させていただくサービスです。

(2) 利用者は、データ消去サービスから1種類以上を選択するものとします。

また、お預かり消去サービスのオプションサービスとして、買取サービスを追加選択することができるものとし、買取サービスのみ提供は実施いたしません。

1-3 (通知)

当社から利用者への本契約履行等に関連する通知は、電子メール、書面の発送または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

利用者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信、書面の発送またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

1-4 (本サービスの料金)

本サービスの料金は、別紙「ハードディスクデータ消去サービス仕様書」のとおりとします。データ消去サービスに関する料金については、各契約ごとにその内容に応じて、当社より見積書を作成のうえ、利用者へ提示するものとします。

買取サービスに関する料金については、その都度、当社所定の査定により算出し、利用者へ提示するものとします。

但し、当社は、利用者の申出により、見積書を省略し口答または電子メールによる見積りを行うことができるものとします。

1-5 (契約の成立)

利用者が当社指定の方法により申込みを行い、当社が承諾することにより本契約が成立するものとします。

1-6 (支払方法)

当社は、利用者からの2-2で規定する検収完了の後、速やかに、当該サービスの料金合計額に消費税等相当額を加算した額（以下、「契約代金」という。）を当社所定の請求書にまとめ、速やかに発行して利用者へ請求するものとします。尚、買取サービスを同時に申込みされた利用者への請求金額については、契約代金と査定買取価格を相殺した額とします。

利用者は、請求書を発行した日から45日（以下、「支払約定期間」という。）以内に、当社が指定する金融機関の指定口座へ振込むことにより、契約代金を全額支払うものとします。

なお、振込手数料については、利用者の負担とします。

1-7 (支払遅延利息)

利用者が、支払約定期間内に契約代金を支払わない場合、当社は利用者に対して支払約定期間満了の日から契約代金が現実に支払われる日まで、支払遅延金額に対し年14.6%の割合で計算した額を、遅延利息として請求することができるものとします。ただし、天災その他やむを得ない事由により支払いが遅延した場合は除くものとします。

1-8 (秘密情報の取り扱い)

- (1) 利用者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、消去対象データおよび相手方が特に秘密である旨あらかじめ指定した情報（以下、「秘密情報」という。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面により承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報について

はこの限りではありません。

- i. 秘密情報保持義務を負うことなく既に保有している情報
- ii. 秘密情報保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- iii. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

- (2) 前項の定めにかかわらず、利用者および当社は、秘密情報のうち法令等の定めに基づきまたは当該官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令等の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。
- (3) 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を記載した資料等（以下、「資料等」という。）を複製することができるものとします。この場合、当該複製された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
- (5) 前各項の規定に関らず、当社が必要と認めた場合には、本サービスにかかる当社の業務委託先に対して、当該業務委託のために必要な範囲で、本条と同内容の秘密保持義務を課した上で、利用者から事前の承諾を得ることなく秘密情報を開示することができるものとします。
- (6) 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請に従い、資料等を相手方に返還または破棄するものとします。

1-9（お客様情報等の取り扱い）

当社は、利用者および本契約締結希望者から提供を受けたお客様情報については、別に当社が定めるプライバシーポリシー（当社ホームページに掲載）にしたがって取り扱うものとします。

1-10（本規約の変更権限）

当社は、利用者と個別に合意をすることなく、民法548条の4の規定に従って（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が施行される前であっても、同規定に従い）本規約を変更することができるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

変更の通知方法については、1ヶ月以上の予告期間を置いて、1-3に定める方法により行うものとします。

1-11（権利譲渡等の禁止）

利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本契約上の地位および本契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡してはならないものとします。

1-12（再委託）

当社は、本サービスの全部または一部を当社の責任において第三者に再委託できるものとします。

1-1-3 (解除)

- (1) 当社は利用者が次の各号に該当するときは、催告なしに即時に本契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、解除した場合も損害賠償請求は妨げられないものとします。
- ①本契約または本規約の定めに違反し、相手方から相当の期間を定めて是正の催告を受けたにもかかわらず、なお、その期間内に是正しないとき。
 - ②自己振出の手形または小切手が不渡処分を受ける等、支払停止状態となったとき。
 - ③差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、または租税滞納処分を受けたとき。
 - ④破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、または特別清算手続開始の申立てがあったとき。
 - ⑤私的整理その他法定手続以外の手続によって財産整理が開始されたとき。
 - ⑥解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - ⑦その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (2) 利用者は前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い契約代金その他当社に対する一切の債務を直ちに当社に支払うものとします。

1-1-4 (反社会的勢力排除)

- (1) 利用者および当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
- ①自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること
 - ②自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - ③自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - ④自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - ⑤本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること
- (2) 利用者および当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
- ①第1項に違反したとき
 - ②自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - i. 相手方に対する暴力的な要求行為

- ii. 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- iii. 相手方に対する脅迫的言辭または暴力的行為
- iv. 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- v. その他前各号に準ずる行為

(3) 利用者および当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

1-15 (損害賠償責任)

利用者または当社は、本契約の履行に際して相手方に損害を与えた場合には、契約金額を上限とする通常生ずべき直接損害に限り損害賠償する責任を負うものとします。

1-16 (免責事項)

本サービスを提供するにあたり当社が負う責任は、本規約等に従い、善意なる管理者の注意をもって作業を行うことに限られ、当社は、天変地異、災害等、当社の責に帰する事由なき行為によって生じた損害等については、一切責任を負わないものとします。

1-17 (協議)

本規約に定めのない事項または本規約の条項の解釈について疑義が生じる場合は、利用者と当社が協議の上円満に解決をはかるものとします。

1-18 (管轄裁判所)

本契約および本サービスから生じる一切の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 データ消去サービスに関する規約

2-1 (完了報告書および証明書の発行)

当社は、データ消去サービス作業完了後、速やかに利用者に対し、「ハードディスクデータ内容消去サービス完了報告書」および作業完了を証明する「消去作業完了証明書」(以下、「報告書等」という。)を発行します。

2-2 (検収および給付完了)

- (1) 利用者は、前条規定の報告書等を受領後、速やかに内容確認を行い、受領日から10日以内に、検収完了通知として当社が別途指定する「サービス完了確認書」を提出するものとします。万一データ消去サービスおよび報告書等に不備があった場合、利用者は速やかにその旨通知し、当社はその不備を是正するものとします。
- (2) 報告書等の受領日から10日以内に利用者からの通知がない場合は、内容の不備なく検収完了したとみなし、当社は、データ消去サービスおよび報告書等について一切の責任を免責されるものとします。
- (3) 本条規定の検収完了日をもって、当社の給付完了日とします。

2-3 (当社の免責事項等)

- (1) 当社は、消去したデータの復旧は一切お受けいたしません。
- (2) 当社は、利用者の対象機器の故障等によりデータ消去サービスが実施できない場合は一切責任を負いません。
- (3) 当社は、データ消去サービス実施中の当社の責に帰さない事故等による対象機器の破損等については一切責任を負いません。
- (4) 当社は、データ消去サービス完了後、利用者がインストール等された情報などについては一切責任を負いません。
- (5) 当社は、対象機器に関して、完全に復元不可能なデータ消去を保証するものではありません。「消去作業完了証明書」は、「ハードディスクデータ消去サービス仕様書」に基づく消去作業を実施し、当該作業を完了した旨を証明することとされます。

2-4 (現地出張消去サービス利用者への特則)

現地出張消去サービスを選択した利用者については、以下の規定を適用するものとします。

- (1) 利用者は、消去作業に必要な作業スペース、電源を事前に確保することとします。
- (2) 作業スペース・電源についての費用は利用者負担とします。
- (3) 現地出張消去サービスについては、当社の業務委託先によりサービスを実施する場合があるものとし、利用者はこれを予め異議なく承諾するものとします。

2-5 (お預かり消去サービス利用者への特則)

お預かり消去サービスを選択した利用者については、以下の規定を適用するものとします。

- (1) 利用者は、当社所定の方法により、当社が別に指定するセンターまで、対象機器を、自己の費用負担において配送するものとします。
- (2) 対象機器の運搬中の危険負担については、利用者がその責任を負うものとします。
- (3) 当社は、対象機器が上記(1)記載のセンターに到達した時から、本サービス完了後、利用者へ返還される時までまたは買取サービスにより当社が買い取るまで、当該対象機器の管理について、善良なる管理者としての責任を負うものとします。
- (4) 当社は、買取サービスを選択されない利用者に対して、お預かり消去サービス完了後速やかに、対象機器を返却するものとします。尚、その際の返却費用は利用者の負担とします。
- (5) お預かり消去サービスが完了したにもかかわらず、半年間、利用者が対象機器の返却を受けない場合、利用者は対象機器の所有権を放棄したものとみなし、当社が対象機器を廃棄等いかなる処分をしても、利用者は一切異議を述べず、また損害賠償等を請求しないものとします。また、この場合、当社は、利用者に対し、対象機器の保管・廃棄等に要した費用を請求することができるものとします。
- (6) お預かり消去サービスについては、当社の業務委託先によりサービスを実施する場合があるものとし、利用者はこれを予め異議なく承諾するものとします。

第3章 買取サービスに関する規約

3-1 (目的物)

当社が実施する買取サービスの対象は、データ消去サービスによりハードディスクからのデータ消去が完了した対象機器（以下、「本物品」という。）に限るものとします。

3-2 (買取価格の査定方法)

当社は、利用者から入手した査定情報（動作可否、メーカー、機種、スペック等）をもとに総合的に勘案して、本物品の買取価格を査定するものとします。

3-3 (引渡し方法)

利用者は、当社が別途指定する方法で、当社に本物品を引渡すものとします。

3-4 (検収および給付完了)

当社は、前条の引渡しを受けた本物品について、データ消去サービスが完了した時点で本物品の検収を行い、検収完了を当社所定の方法により利用者へ通知するものとします。万一検収の過程で査定時の内容との差異を発見した場合は、当社は速やかに再査定を実施のうえ、その再査定の内容を利用者へ通知し、利用者が再査定の内容に同意することをもって検収完了とします。

3-5 (所有権移転時期)

本物品の所有権は、前項の検収完了時点をもって、利用者から当社へ移転するものとします。

3-6 (危険負担)

当社が本物品の検収を完了する前に生じた、当社の責に帰さない紛失・破損・汚損等による一切の損害については利用者がその危険を負担するものとします。

3-7 (瑕疵担保責任)

本物品に隠れた瑕疵があったときは、当社がその瑕疵を知った時から1年間に限り利用者に対して、その損害の賠償を請求することができるものとします。

(付則) (2020年4月20日)

本利用規約は、2020年4月20日より有効となります。

以上

<参照サイトの URL>

当社ホームページ「データ消去サービス」

<https://www.ntt-ft.jp/service/product/delete/>

当社ホームページ「プライバシーポリシー」

<https://www.ntt-ft.jp/privacy/>

別紙

ハードディスクデータ消去サービス仕様書

株式会社 NTT フィールドテクノ

目次

1. 本サービスについて
2. 本サービスの特徴
 - 2-1. 現地出張消去サービス
 - 2-2. お預かり消去サービス
 - 2-3. 買取サービス
3. 本サービス諸元
 - 3-1. 現地出張消去サービス、お預かり消去サービス
 - 3-2. 買取サービス
4. 本サービス取扱い物品一覧
5. 料金表
 - 5-1. データ消去サービス
 - 5-2. 買取サービス（オプションサービス）

1. 本サービスについて

本サービスは、パソコン等のハードディスク等に保存されているデータを消去するサービスです。

2. 本サービスの特徴

2-1. 現地出張消去サービス

当社または委託会社の担当者が利用者の事務所等を訪問して、ハードディスクからのデータ消去を実施するサービスです。消去作業完了を証明する「消去作業完了証明書」を発行します。

2-2. お預かり消去サービス

当社または委託会社の担当者が、PC 本体等をお預かりして、ハードディスクからのデータ消去を実施するサービスです。消去作業完了を証明する「消去作業完了証明書」を発行します。

2-3. 買取サービス

データ消去サービスによりハードディスクからのデータ消去が完了した対象機器の一部を、当社が買取らせていただくサービスです。

3. 本サービス諸元

3-1. 現地出張消去サービス、お預かり消去サービス

サービス種別	現地出張消去サービス	お預かり消去サービス
提供条件	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者事務所に作業スペースおよび作業環境（電源等）を確保出来ること 	—
	ソフトウェア消去の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・PCの起動が出来ること（OSが起動、電源が入ること） ・PCのBIOS画面でハードディスクが認識出来ること ・PCのハードディスクが秘文ソフト等で暗号化されていないこと 磁気照射+物理破壊の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ハードディスクのサイズは3.5インチ以下 	
消去対象 PC 条件	<ul style="list-style-type: none"> ・x86 アーキテクチャ・マシン ・1GB以上のRAM（ドライブを2個以上装備したサーバの場合はより多くのRAMが必要となる場合があります） ・レポートのエクспорт／保存のためのUSBポート ・GUIのためのSVGAモニターおよびVESA互換ビデオカード ・CDドライブまたはCD互換ドライブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ機器（消去対象装置については、申込時に個別相談実施）
消去方法	消去には以下の2つの方法があり、選択可能です。（但し、機器種別、機器の状態により消去方法が限定される場合があります。） <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア消去 当社が採用した製品で原則1回以上の上書きを実施する。 ソフトウェア消去出来ない場合、利用者要望により下記の「磁気照射+物理破壊」を行うことが出来ます。 ・磁気照射+物理破壊 電磁消去装置による電磁消去および物理破壊装置による破壊を実施する。 	
作業実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社または委託会社の担当者 	
消去証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・消去作業完了を証明する「消去作業完了証明書」を発行します。 	
運送について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の事務所内での消去作業PC等の運搬作業は本サービスに含まれておりません。利用者にて実施願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ご自身での機器持ち込み、あるいは利用者または当社が手配する運送会社が、利用者指定の場所から当社指定消去センターまでセキュリティが確保された運送方法にて運搬する。
返却	—	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が買取サービスを利用しない場合は、利用者ご自身による機器持ち帰り、あるいは当社から利用者へ通常運送にて返却する。

3-2. 買取サービス

(1) 提供条件

- ・お預かり消去サービスを契約している必要があります。

(2) 買取可能機器

- ・商品あるいは部品・素材として再利用／使用が可能なパソコン等です。
但し、状態や商品・機種によっては買取出来ない場合があります。

(3) 料金精算

- ・データ消去サービス料金から買取査定価格を相殺いたします。

4. 本サービス取扱い物品一覧

- ・デスクトップ PC (一体型 PC 含む)
- ・ノート PC
- ・タブレット PC
- ・ハードディスク単体
- ・SSD 単体
- ・NAS
- ・スマホ・タブレット
- ・サーバ

5. 料金表

5-1. データ消去サービス

サービス名	料金 (税別)	
現地出張消去サービス	個別見積	
お預かり消去サービス	ハードディスク 1台につき	3,800 円

- ※ ハードディスク容量が大きい場合には個別に見積もり提示させていただきます。
- ※ ハードディスク未搭載の場合や対象機器の故障等によりソフトウェア消去が出来ない場合でも同額の料金が必要です。
- ※ 対象機器の故障等によりソフトウェア消去が出来ない場合、磁気照射+物理破壊の実施有無を利用者が選択できます。なお、磁器照射+物理破壊を実施しても追加料金は不要です。

5-2. 買取サービス (オプションサービス)

サービス名	単位	料金	備考
買取サービス	一式	個別見積	当社指定の査定により算出

- ※ 請求額は契約代金と査定買取価格を相殺した額となります。

- ・出張費、運送費、その他必要経費等が必要な場合は個別に見積もり提示させていただきます。
- ・有料交通機関を使用する必要がある場合は、交通実費等別途料金を加算させていただきます。